○厚生労働省令第百二十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項及び第二十一条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第十六条第四項中「医薬食品局」を「他局」に改める。

第四十四条の見出し及び同条第一項中「及び就労支援室」を「、就労支援室及び求職者支援室」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　求職者支援室は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関する政策の企画及び立案並びに同法第七条の規定による職業訓練受講給付金に関する事務をつかさどる。

7　求職者支援室に、室長を置く。

第七十八条第一項中「東京検疫所」の下に「、名古屋検疫所」を加える。

第八十四条中「七人」を「八人」に改める。

第九十四条中「六人」を「七人」に改める。

第六百八十五条中「及び発達障害情報センター」を「、高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センター」に改める。

第六百九十二条の次に次の一条を加える。

（高次脳機能障害情報・支援センターの所掌事務）

第六百九十二条の二　高次脳機能障害情報・支援センターは、障害者のリハビリテーションに関し、高次脳機能障害に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うことをつかさどる。

第六百九十三条の見出し中「発達障害情報センター」を「発達障害情報・支援センター」に改め、同条中「発達障害情報センター」を「発達障害情報・支援センター」に、「提供」を「分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究」に改める。

第七百二十四条第一項第二号ロ中「四人」を「六人」に改め、同項第三号ロ中「三人」を「五人」に改める。

第七百二十七条の二第一項第一号ハ中「四人」を「八人」に改め、同項第二号ハ中「二人」を「三人」に改める。

第七百二十七条の三第一項中各号を次のように改める。

一　北海道厚生局　次に掲げるもの

イ　上席社会保険監査指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　企業年金監査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　東北厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ　上席社会保険監査指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　企業年金監査官一人

三　東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ　上席社会保険監査指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ロ　企業年金監査官二人

第七百四十六条の見出しを「（上席社会保険監査指導官及び企業年金監査官）」に改め、同条第一項中「一人」を「及び企業年金監査官それぞれ一人」に改め、同条第二項中「受けて、」の下に「第七百四十五条に規定する」を加え、「行う」を「行い、及び企業年金監査官の行う事務を整理する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　企業年金監査官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百十八条第五号に掲げる事務を行う。

第七百六十二条第一項に次の一号を加える。

十一　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。

第七百六十四条第一項中

「労働保険適用課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

労働保険事務組合室（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

労働保険適用室（北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）」

を「労働保険適用・事務組合課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）」に改める。

第七百六十八条第一項第七号中「、労働保険適用課及び労働保険事務組合室、北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局にあっては、労働保険徴収課及び労働保険適用室」を「及び労働保険適用・事務組合課」に改め、同条第二項中「労働保険事務組合室」を「労働保険適用・事務組合課」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に、「、労働保険適用課及び労働保険事務組合室、北海道労働局、神奈川労働局、兵庫労働局及び福岡労働局の総務部の労働保険徴収課にあっては、労働保険徴収課及び労働保険適用室」を「及び労働保険適用・事務組合課」に改め、同項を同条第三項とする。

第七百六十九条の見出し中「労働保険適用課」を「労働保険適用・事務組合課」に改め、同条中「労働保険適用課」を「労働保険適用・事務組合課」に、「で労働保険事務組合室の所掌に属しないもの」を「、同項第四号及び第五号に掲げる事務で労働保険事務組合に係るもの並びに同項第六号に掲げる事務」に改める。

第七百七十条及び第七百七十一条を次のように改める。

第七百七十条及び第七百七十一条　削除

第七百七十三条中「三課」を「二課」に、「適用課　事務組合課」を「適用・事務組合課」に改める。

第七百七十四条第二号中「適用課及び事務組合課」を「適用・事務組合課」に改め、同条第三号中「事務組合課」を「適用・事務組合課」に改める。

第七百七十五条の見出し中「適用課」を「適用・事務組合課」に改め、同条中「適用課」を「適用・事務組合課」に改め、「（事務組合課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の三号を加える。

四　前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。

五　労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

六　労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。

第七百七十六条を次のように改める。

第七百七十六条　削除

第七百八十五条の見出しを「（職業安定部に置く課等）」に改め、同条中「掲げる課」を「掲げる課及び室」に改め、「需給調整事業課（神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）」を「需給調整事業課（神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）、求職者支援課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）、求職者支援室（東京労働局及び大阪労働局を除く。）」に改める。